平成２１年（フ）第１６３９号
埼玉県川口市朝日６丁目14番５号
債務者　野村　弘和
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６５号
埼玉県川口市原町13番８号　リヴィエール１・205号
債務者　岸波かすみ
1　決定年月日時　平成21年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
富山市向新庄町１丁目６番26号
債務者　齊藤　長三
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０７４号
大阪府泉南市新家3375番地の10
債務者　坂口　伸一
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１０８５号
大阪府泉佐野市新安松３丁目３―12―335杉本和枝方、住民票上の住所宮崎県日南市大字平野8162番地
債務者　荒武　　司
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１０６号
大阪府泉佐野市泉ケ丘１丁目８番９―102号
債務者　鶴我江美子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１１９号
大阪府泉南郡熊取町七山東810番地の１
債務者　井出美都子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１２９号
大阪府泉南市信達金熊寺３番地
債務者　津田スマ子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１３０号
大阪府泉南市信達金熊寺３番地
債務者　藤本ひとみ
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１３６号
大阪府和泉市いぶき野２丁目32番８号、前住所大阪府和泉市はつが野２丁目10番４―308号
債務者　秋田　　光
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１４８号
大阪府阪南市尾崎町７丁目１番９―508号
債務者　竹谷　公司
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１６５号
大阪府貝塚市澤716番地コスモ二色の浜Ⅰ―202号
債務者　新海　尚美
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１６９号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅２―107
債務者　水野　秀香
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１７２号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２―919号
債務者　竿下元太郎
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１７３号
大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1634番地の45
債務者　藤井智佳子
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１７８号
大阪府岸和田市春木泉町１番17―304号
債務者　松本　春幸
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１７９号
大阪府和泉市幸１丁目８番１―520号、前住所大阪府和泉市伯太町５丁目25番37号、前々住所大阪市住之江区新北島３丁目８番25―301号
債務者　岩田　元志
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１８２号
大阪府泉南市信達牧野235番地の30
債務者　内山　博文
1　決定年月日時　平成21年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係